

福津市外出支援活動団体サポート事業 登録団体募集要項

1 趣 旨

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目的に、外出支援活動団体サポート事業を実施する地域団体を募集します。

2 実施主体

福津市高齢者サービス課

受託者：社会福祉法人福津市社会福祉協議会

3 対象となる団体

次の（１）から（４）のいずれにも該当する団体とします。

ただし、営利活動を行う団体、政治または宗教活動を行う団体及び公益を害する恐れのある団体は除きます。

- （１）外出支援の実施日数がおおむね２週間に１日以上であること。
- （２）団体の構成員は市内に在住または在勤するメンバーであること。
- （３）主たる活動の場所が市内であること。
- （４）自主的及び継続的な活動ができること。

4 対象となる活動

地域のボランティアが主体となり、閉じこもりがちな高齢者が近隣の商業施設などに外出することを支援する活動。

【対象となる活動（例）】

- 地域の高齢者でまとまって、買い物に行く。
- サロンなどの地域の介護予防活動のための送迎。
- 介護予防の講習会などへの参加のための送迎。
- 公民館での会食、カラオケなどの送迎。

【対象とならない活動（例）】

- 特定の個人のための買い物や病院の送迎。
- 地域行事の買い出しにのみ利用。
- 宿泊を伴う旅行。

5 事業の実施に関する留意事項

- (1) 外出支援活動を行う際の目的地は、原則として福津市内とします。ただし、隣接する市内にある目的地で、合理的な理由があり、かつそれに対し市が認める場合は、この限りではありません。
- (2) 実施回数は1団体あたりおおむね1週間に1回から2週間に1回程度とし、1団体あたりの所要時間は半日程度とします。
- (3) 特定の個人のための使用はできません。
- (4) 利用者から、料金をもらうことはできません。(道路運送法による)
- (5) 本事業の実施にあたり、福津市社会福祉協議会の車両①令和6年式、トヨタ・ノア、乗車定員8名、②令和3年式、日産・セレナ、乗車定員8名、③平成12年式、ホンダ・ステップワゴン、乗車定員8名、のいずれか若しくは複数台を貸与することができます。本車両が故障・破損により使用できなくなった場合、活動が一定期間実施できなくなる場合もありますので予めご了承ください。
- (6) 自家用車または団体で準備する車両で実施することも可能ですが、事前に車両の登録が必要になります。
- (7) 運転スタッフは、登録制とし、登録から概ね半年以内に福津市社会福祉協議会が実施する安全運転講習会を必ず受講していただきます。受講いただけない場合は登録取り消しとなります。
- (8) 事業実施に係るスタッフと利用者の保険料は、本事業で費用を負担します。
- (9) 車両に係る自賠責・任意保険、ガソリン代については、貸与車両は本事業で費用負担、自家用車で行う場合は車両の所有者の負担となります。
- (10) 業務実施中に発生した事故等においては、保険の範囲を超える補償はいたしません。

6 登録申請について

登録申請は随時受け付けます。本事業の利用を希望される団体は、登録申請書類等を送付させていただきますので、福津市社会福祉協議会にご連絡ください。

7 登録決定など

- (1) 申請内容を審査会で審査したうえで決定します。
- (2) 登録の期間は令和8年3月31日までとなります。

8 個人情報の取扱い

本事業で得た個人情報は、個人情報保護に関する法令及び福津市個人情報保護条例、福津市社会福祉協議会個人情報保護規程に則り適切に管理します。

9 問い合わせ・申し込み

社会福祉法人福津市社会福祉協議会

〒811-3218 福津市手光南2丁目1番1号

TEL 34-3341 FAX 34-3343